



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 27(2), 153-156
Issue Date	1976-11-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16211
Type	other
File Information	27(2)_p153-156.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和五十一年四月二三日(金)午後一時半—五時

「連合国の日本占領と中華民国の対日政策——対日理事会

(一九四六—一九五二)を中心に」

報告者 シェフィールド大学

ゴードン・ダニエルズ博士

出席者

二〇名

報告者は、シェフィールド大学日本研究所 Senior Lecturer、

英国の日本研究の中堅であり、昨年二月から今年七月までの予定で、法学部で太平洋戦争の社会史について研究中。英国の日本研究者には undergraduate の頃から日本ないしアジア研究を「専攻」した人と、L・S・E の国際史学科に学んだ後、post-graduate として日本研究に進んだ筆者のような人と、二つのタイプがある。筆者は、日本研究の狭い「専門家」である以前に英国の歴史家であり、英国近・現代史研究の発展をフォローしつつ、日本について考え、日本を国際的環境の中でとらえようとする。この点、後のタイプの利点を生かしたアプローチといえよう。この日の報告もそのような特徴をよく示していた。

報告者は、連合国の日本占領を、一九四二年頃に始まる将来の占

領行政のための調査研究という前史をもふくめて、約一〇年の時代としてとらえ、この時代についてのアメリカにおける研究や史料の紹介から始めた。①SCAP の公刊・未公刊史料。②GHQ 内部の批判派 H. E. Wides, R. B. Textor などの著書。③McArthur, G. F. Kennan, D. Acherson などの自伝。④R. P. Dore, E. Hadley, W. P. Woodard, J. C. Greeners, H. Feis, A. Iriye などの研究書。⑤文献解題として学術振興会『日本占領文献目録』一九五二。R. E. Ward & F. J. Shulman, The Allied Occupation of Japan 1945—52. An Annotated Bibliography of Western Language Materials, Chicago, 1974. 後者はアメリカにおける政府史料や日本占領関係者の個人文書の所在やその価値についても有益な情報を提供してくれる。

報告者はこのような研究・史料をふまえ、特に連合国の日本占領のための国際機関として一九四五年に設けられた連合国対日理事会 (Allied Council for Japan) に焦点をあわせ、主としてその議事録によって、占領日本をめぐる国際関係の一面を刻明にたどる。全体として実証的だが、それにもかかわらず、ねらいはこれまでの、「通説」ないし固定観念に対する大胆な挑戦であり、対日理事会ははじめからアメリカの日本に対する独占的な支配の道具にすぎず、そこではアメリカとそれに追隨する英連邦・国民党中国がソ連と争った、というイメージとはかなり隔った経過を描き出す。一九四八年中国革命が決定的な段階をむかえるまで、第一回会台以来対日理事会では、日本占領におけるほとんど独占

的な立場を背景にして、高圧的な態度でのぞむアメリカ代表と、他の三ヶ国代表とが対立し、後者の中心として対日理事会で重要な役割を果したのは中国代表だった。四六年四月三〇日の第三回会合における専門調査委員会設置の提案に始まり、同年九月に入つて、理事会の議題が、日本に対する政治的制裁から経済や国民生活への配慮に転じた時期の、中国の対日政策提案にいたるまで、中国代表は、日本についての豊かな情報と調査にもとづいてアメリカ以外の三國のリーダーシップをとっていた。中国が提案した日本経済の復興と日中貿易回復の政策は、日中兩國経済が深い相互依存の關係にあり、一方の経済復興にとって他のそれが不可欠だという認識にもとづいていた。この対日政策の柱だった日本石炭産業の国有化プランなどは、これまで知られなかつた国民党中国の考え方としてまことに興味深い。

四七年に入つて、中国の内戦が激化するにつれて、国民党政府にはようやくアメリカの援助をあてにしたアメリカ追隨の傾向が現われ始める。また他方アメリカ側にも、日本を、アジアにおいてアメリカにとって信頼の出来る安定勢力としてとらえなおし、日本に対して「おだやか」な政策に切りかえようとする動きが始まる。しかし、こういう状況のもとでも、アメリカの対日政策に対する限り中国の国民党も共産党も反対をした。対日理事会では、中国代表が日本についての詳しい知識をもとに議長IIアメリカ代表を問いつめて立ち往生させることがあった。しかし重要なことは、中国代表や国民党政府と中国の世論との間にすでに大きなギ

ャップが生じていたことである。たとえば、四七年春に日本を訪れたジャーナリストはアメリカの対日政策の手ぬるさを厳しく批判したし、四八年六月には、対日政策をめぐってアメリカに反対するデモが、中国の多くの都市に広がった。

一九四七年夏のアチソンの事故死、マックアーサーの圧力によるマクマホン・ポールの辞任、四八年を通じる中国人民解放軍の優勢という事情は、対日理事会の活動をも大きく変えた。対立の立役者はいなくなつたし、四八年の秋頃から中国代表のアメリカに対する態度は衛星國のそれに近いものになっていった。何よりも、会合が開かれても議題がないことがふつうになつた。四九年一〇月、中華人民共和国が成立し、冷戦が激化するにいたつて、対日理事会は、ついに冷戦のプロパガンダ合戦の場と化し、シベリアの日本人捕虜送還、中国代表の正当性、レッド・パージ、サンフランシスコ平和条約の正当性などをめぐつて、アメリカとソ連との間に批難の応酬が繰り返されたほか、意味のある会合は開かれなくなつたまま、五二年四月の終幕を迎えたのである。

この報告が、国際政治の背景のもとでの日本占領の研究において、重要な空白を埋めるものであることは、たとえば、この分野の最近の代表的業績である東大社会科学研究所の『戦後改革』第一巻の齊藤孝・和田春樹両氏の論文とこの報告とをつきあわせて見れば明らかだろう。報告の後、マックアーサーのパーソンナリティー・思想・日本観やGHQの性格を中心に活発な質疑応答があつた。

○昭和五一年五月七日(金)午後一時半—五時

「西ドイツの行刑施設について」

報告者 吉田敏雄 雄氏
出席者 一五名

報告者は、一九七三年六月より七五年八月までドイツ政府給費生としてハンブルグ大学法学部に留学し、この間、一九七五年夏には、ヨーロッパの行刑施設を見学した。本報告は、見学に基づいて、興味深い具体例を挙げてなされた。

特に、西ドイツでは「社会治療施設」の実験モデルが各州にできており、一九七八年一月一日からの新刑法典の施行に間に合わせるよう、資料収集がなされている。社会治療施設は、現在、一・二の事例を除いて順調に運営されているようである。その組織原理は、通常の刑務施設とは異なり、かなり、社会学、心理学、精神病理学の知識を適用したものであり、犯罪者の社会化の試みが大胆になされている。各施設とも三〇人前後の収容者があり、これに専門職員と普通刑務職員が治療にあたることになる。社会治療施設に似たものは、ヨーロッパの各地にあるが、たとえばイタリアのそれは非常に犯罪生物学的指向の強いものだとのことである。この他、フランス、スイス、オーストリアにも類似のものがあるが、西ドイツの社会治療施設のモデルとなったものはオランダとデンマークの処遇施設である。このように、社会治療施設は多大の注目をひいているが、この波及効果としては、普通刑務所の改善効果が考えられるが、逆に、社会治療施設に予算が集中

する結果、普通刑務施設は改善どころか悪化する傾向も考えられないではない。

報告者は、西ドイツの社会治療施設による犯罪者の処遇方法の意義に一定の評価を与えたが、報告後の討論のなかでは、国家が犯罪者に対して治療することが一体可能なのか、可能とすると、どの程度までであるのか、治療ということと人間の尊厳が両立するのか、といった基本的な問題について活発な議論が展開された。

○昭和五一年六月七日(月)午後一時—三時半

「アメリカ憲法における権利章典」

報告者 スタンフォード大学教授

ジョン・カプラン氏

通訳 札幌アメリカン・センター

大江敏美氏

出席者

一八名

報告者は、アメリカ憲法の人権について、修正第一条で保障された最も基礎的で、優越的地位をもった言論の自由の問題を、煽動、名誉毀損、プライバシー、わいせつ文書、公正な裁判との関係の諸点について取り上げ、アメリカ法の現状を簡単に紹介し、問題点を指摘した。報告および質疑応答の中で問題となった主な点は次のようなものである。煽動については、裁判所は、最初政府を転覆せよという宣伝を処罰しうるものとしていたが、現在は、狭い領域に限定し、明白かつ現在の危険性と危険の特定性の要件

を必要としていることが指摘された。また、その際明白かつ現在の危険の基準は、アメリカ最高裁によると、法律の合憲性の基準ではなく、有罪か無罪かを定める基準として考えられているように解されるのである。わいせつ文書の取締りについては、わいせつ文書の頒布販売が性犯罪に結びつくから犯罪性を有するという考え方に基づいてなされているが、性犯罪を惹き起すという点について、社会科学者の研究によつて結びつきがないのではないかという結論が出されていること、性犯罪を惹き起す危険が現存するかどうかをはかる基準がないのではないかという問題点が指摘された。また、「わいせつ」概念の定義は難しく、最高裁によつてもはっきりされていないこと、わいせつ性と芸術性との関係については、アメリカでも、作品の文学性が基準になることが説明された。言論の自由と公正な裁判については、イギリス法では判決前に裁判の論評ができないのに対してアメリカ法では自由になつてはいるが、報告者は、ウォーターゲート事件前にはイギリス法の方がよいと考えていたが、現在ではアメリカ法の方がよいと考えていることを明らかにした。また、判決前の論評により陪審員が偏見をもつのではないかという点については、陪審員は証人や証拠に基づいて自分の意見を形成するので、新聞の記事による影響はないということが説明された。

○昭和五十一年六月四日(金)午後二時半—五時

「普通取引約款とひな型契約」

報告者 フライブルグ大学教授

エルンスト・フォン・ケメラー氏

通 訳 櫻 田 嘉 章氏

出席者 一八名

西ドイツの指導的私法学者であるケメラー教授が日独法学会設立総会のため来日された機会に、北海道へも足を伸ばされたので、表記のテーマについて講演を願った。このテーマは現在西ドイツ法学界の最大の関心事であり、無数の論説が発表されているため、われわれにとり問題の所在を把握することがきわめて困難である。教授は、このテーマにつき、(1)普通取引約款とひな型契約の適用と問題性、(2)問題の規制のための立法者の手段、(3)判例によるそれらの取扱、(4)改正立法、に分けて説明されたが、複雑な問題について教授特有の明快な解説がなされ、大変有益であった。とくに問題の解決を主として判例に期待し、立法に批判的であるのは、日独法学会での記念講演「法典と判例法」の趣旨の具体化として注目される。

討論は、普通取引約款の国際的統一、その法的性質、立法についての評価などをめぐって行われたが、教授は一々の質問に対していねいに答えられ、たちまち予定の時間をオーバーしてしまった。なお、この講演は、わが国では北大以外では行われなかつたので、近く桜田助教授の翻訳を本誌に掲載する予定である。